

別紙

個人情報収集及び目的外利用についての答  
申

令和2年7月20日

西東京市個人情報保護審議会

## 第1 諮問の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じている。こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、東京都からの委託を受け、食料品等の生活必要品の提供を実施することを予定している。

事業を実施するに当たり、提供に必要な個人情報を本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第8条第2項）及び同条第1項に規定する利用目的の範囲を超えて実施機関内部で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第10条第2項）並びにそれらに伴う本人への通知の要否（条例第8条第3項及び第10条第3項）について、市長から諮問があった。

## 第2 個人情報の種類

子育て支援課が収集及び目的外利用をする個人情報の内容は、次のとおりである。

### 【収集及び目的外利用をする個人情報の内容】

項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
児童扶養手当	(1) 令和2年6月分の支給を受けている者の氏名及び住所 (2) 令和2年6月1日から7月31日までの間に新たに受給することとなった者の氏名及び住所	市（子育て支援課）

## 第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった食料品等の生活必要品の提供を実施する事業に係る個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについて、次のとおり結論づけた。

- (1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて  
子育て支援課は、食料品等の生活必要品の提供対象者の抽出及び要件の確認を行い、本事業の事務執行を達成するために、個人情報を利用目的の範囲を超えて実施機関内部で利用する必要性を有している。  
したがって、当該事業の該当者に係る個人情報を、本人以外のものから収集すること（条例第8条第2項に該当すること。）及び市の実施機関内部が目的外利用すること（条例第10条第2項に該当すること。）を、いずれも認めるものとする。
- (2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知の必要がないこと（条例第8条第3項及び第10条第3項の各例外規定に該当すること。）を認める。

#### 第4 審議会の判断理由

審議会は、個人情報の収集及び当該個人情報の取扱い並びに実施機関内部での目的外利用に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

(1) 個人情報の本人からの直接収集の例外及び市の実施機関内部での目的外利用の理由について

##### ア 公益上の必要性

食料品等の生活必要品の提供を実施する事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、東京都からの委託を受け、各市区町村が実施するものである。

食料品等の生活必要品の提供を実施する事業を円滑かつ速やかに執行するために、利用目的の範囲を超えて実施機関内部の個人情報を活用することには、公益上の必要性が認められると判断した。

##### イ 市の個人情報の管理体制等

個人情報の管理については、条例第3条に実施機関の職員の責務規定があり、職員がこの禁止事項に抵触する行為を行った場合、市の服務規程、条例、地方公務員法、地方税法その他関係法令の罰則の規定の適用を受けることとなる。

本件諮問に係る個人情報の管理について、実施機関から次のとおり説明を受けた。

(ア) 本諮問に係る個人情報に関する物理的セキュリティ対策としては、紙媒体によるものについては施錠可能なロッカーに保管する。電子情報に保管されている情報については、アクセスを許可された職員に対してパスワードの発行等を行い、不正なアクセスを防止する対策をとる。

(イ) 人的セキュリティ対策としては、本諮問に係る個人情報は、子育て支援課に配属されたひとり親家庭生活支援事業担当職員に限り取り扱うことができるものとし、子育て支援課長が管理責任者となる。

(ウ) 事業実施期間終了後、システム等における不要となった個人情報は速やかに廃棄又は消去し、必要な情報のみを庁内サーバ上に収納し、適正に管理する。

以上の説明から、審議会は、本諮問に係る個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。ただし、本事業の実施過程における個人情報の取扱いに関して、委員より懸念事項の指摘があったため、当該懸念事項については、第5 附帯意見において述べることにする。

(2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、収集及び目的外利用したことの本人への通知については、対象者が多数に上ることが見込まれ、本人に通知することにより本事業の実施に支障をきたす恐れがあることから、本人への通知を行わないことについて妥当であると判断した。

## 第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

本事業で収集及び目的外利用するひとり親家庭の個人情報は、非常に秘匿性が高い内容が含まれている。また、本事業は、市内部で完結するものではなく、委託事業者、再委託事業者等（以下「委託事業者等」という。）も当該個人情報を扱うことが予想されるため、市の管轄を超えた個人情報の管理体制まで把握することは困難であると言える。

したがって、委託事業者等に対しても個人情報の保護を最大限遵守させる観点から、市が東京都と本事業に係る委託契約を締結する際は、委託事業者等が保有する本事業対象者の個人情報を適切に把握し、管理・監督するよう、東京都に対して依頼することを強く求める。

## 第6 審議経過

審議会の開催日	内容
令和2年7月1日	諮問及び審議
令和2年7月20日	答申

以 上